

令和 6 年

奈良市議会 3 月定例会  
追加提出議案  
(令和 6 年 3 月 21 日送付分)

奈良市

## 目 次

奈良市報告第 21 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃    第 22 号	市長専決処分の報告について……………	3
奈良市議案第 50 号	奈良市税条例の一部改正について……………	5

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月21日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年3月7日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

本市の職員として勤務していた相手方が、奈良市長及び上司からパワーハラスメントを受け、さらに、その職場環境を配慮するための必要な対応が行われず、精神的苦痛を被ったとして、相手方から提起された訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 0円

### 2 和解の要旨

- (1) 相手方は、本件請求のうち奈良市長からパワーハラスメントを受けたことを理由とする請求を放棄する。
- (2) 本市は、相手方に対し、相手方が本市職員として勤務していた期間において、相手方がその上司からパワーハラスメントを受け、相手方が職場環境の改善を求めたにもかかわらず、それに対する対応が不十分であったと主張する事実のうち、相手方の上司（奈良市長を含まない。）の言動の一部に不適切なものがあっただという事実を認め、謝罪する。
- (3) 本市は、前項の事実の再発防止を図るべく、本市の考える適切な措置を講ずる。
- (4) 相手方はその余の請求を放棄する。
- (5) 本市及び相手方は、本市及び相手方との間には、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月21日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年3月7日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

本市の職員として勤務していた平成29年4月1日から令和4年9月30日までの期間において、時間外勤務手当に未払いがあるとして、相手方から提起された訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 900,000円

### 2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件に関する解決金として、900,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方はその余の請求を放棄する。
- (3) 本市及び相手方は、本市及び相手方との間には、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年3月21日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害の被災者について負担軽減を図るため、個人市民税の特例措置を講ずるほか所要の改正を行おうとするものである。

